

これまでご議論いただいた 内容等について

内閣官房
人口戦略本部・全世代型社会保障構築本部事務局

(注) 事務局において、複数の構成員のご発言を、まとめている。

<検討の基本的視座>

- 税と社会保険料、給付を総合的に捉えた包括的な分析や、経済財政・社会保障を俯瞰した議論の下、制度設計が検討されることを期待。
- ライフサイクルを通じた分析なども踏まえ、異なる世帯や世代の様々な形での社会への貢献につき互いにリスペクトする視点が必要。異なる世帯の属性や世代によって分断を生じさせることで負担の押し付け合いの議論にならないよう留意すべき。

<受益と負担の全体像の分析>

- 税と、例えば年金や医療などの見合いの給付を受けることができる社会保険料では負担の性格は異なる。しかし、勤労者世帯にとっては、年金のみならず、医療などの給付は人生の後半に受けることが多く、保険料の負担とは時間差がある。また、若年の勤労者世帯にとって、収入から税と保険料などを差し引いた手取りがどのくらい残るかは生活の上で切実なものであり、税と保険料、そして、給付も併せて見ていくことは重要。
- 社会保障において現物給付の果たす役割は大きなものがあるが、給付付き税額控除の制度設計に当たっては、現金ベースでの手取りの増減に着目すべき。
- 税と社会保険料の合計額から児童手当等の現金給付の額を控除した額を年収で除した「純負担率」を「共働き子育て世帯」で国際比較すると、日本の負担率構造の特徴として、低所得層の社会保険料負担が重く、家族手当などの現金給付が十分でないこと、その他低所得層における税制上の課題があることが挙げられる。また、生活保護受給水準をやや上回る世帯で負担率が諸外国と比較しても高くなっており、その後のカーブがフラットとなっている。なお、平均的な所得の世帯の純負担率は、OECD諸国と比較して高いとは言えず、高所得層では低くなっており、負担率の累進度が低い。平成以降は社会保険料の上昇により純負担率が上昇するとともに、所得税の累進性が緩和傾向にある。また、国際比較を行う際には、英国では資産要件を考慮しているユニバーサルクレジットにより1人当たり給付が高くなっている可能性に留意が必要。
- 単身世帯においても、生活保護受給水準をやや上回る世帯で負担率が諸外国と比較しても高い一方、平均的所得の世帯の純負担率は高いとは言えない。単身世帯においては、経済的事情により結婚の希望を叶えられない者、就職氷河期により十分な資産形成ができなかった者もいることを念頭に置く必要がある。また、現物給付を受ける機会が少なく、負担感が先行してしまうことを踏まえた丁寧なコミュニケーションが必要。
- 高齢世帯については、年金給付等により受益超過となっており、現役世代とは受益と負担の構造が異なっている。

<受益と負担の全体像の分析（続き）>

- 純負担率は、給付と負担の個別の制度が重層的に積み重なった結果である。個別の制度はそれぞれに合理性を有するものだが、社会保険料・税の負担を全体として見た時に、純負担率の改善が必要なケースがあることが分かった。
- 消費税を含む分析を踏まえると、影響が大きいのは保険料であり、消費税の負担だけで考えるよりも、トータルで消費税を含む税・社会保険料負担全体を見た制度設計を考えるべきではないか。消費税を含む分析においてもなお、働く低所得者の負担が重く、低所得者に重点を置くべきなのは変わらない。

<他の社会保障制度・税制との関係>

- 現下の政策課題全てを「給付付き税額控除」により解決できるという訳ではない。社会保険料の軽減措置拡充など、税制・社会保障制度上の対応も必要。また、構造的に純負担率を引き下げていく観点や所得再分配、応能負担の観点から、社会保険料全体の引下げに向けた医療・介護制度改革など税や社会保障の各制度の見直しを行うことについても、別途、継続的に議論する必要がある。
- 子育て世帯を対象とした既存の支援制度全体については、給付付き税額控除も踏まえ、見直しの議論をするべき。
- 社会保険料については、逆進性緩和を重視し、中低所得の勤労者の社会保険料の負担軽減が重要。また、社会保険料の裏には年金や医療等の給付があることに留意。
- 社会保障と税をめぐる根源的な課題について、中間とりまとめで明記し、夏以降も社会保障・税一体で制度横断的な視点を持ちながら国民会議等で議論を重ね、年末には社会保障改革等のロードマップを描くべき。
- 全世代型社会保障の構築に向けた他の改革も併せて進めるべきだ。就労インセンティブの観点からは、第3号被保険者制度の見直しや被用者保険の適用拡大の加速が重要であり、次期年金制度改革を待たずに検討を進めるべき。適用拡大については、企業規模要件の撤廃が2035年まで10年をかけては問題解決に時間がかかりすぎるので、前倒しも視野に議論すべき。就業調整の調査分析結果を踏まえれば、就業調整問題は給付付き税額控除のみで解決できず、社会保障や税制の制度間の整合性に配慮した包括的な議論につなげていく必要があるのではないかと。

<議論の進め方>

- まずは給付付き税額控除について、できる限り早く成案を得るべく、給付付き税額控除の制度設計について集中的にスピード感をもって議論していくべき。

(注) 事務局において、複数の構成員のご発言を、まとめている。

政策目的について

- 給付付き税額控除は、制度横断的に、様々な負担を総合的に捉えて、全体として所得等に応じて負担を調整するとの位置づけで考えるべきではないか。その際、①需要サイドからの中低所得の勤労者の負担軽減を通じた所得再分配と②供給サイドからの就労促進の2つの観点を中心に検討を進めるべきか。
- 勤労している人々の支援に向けて、給付付き税額控除の制度設計を含む社会保障と税の一体改革として、就労ディスインセンティブにならない、なだらかで、累進度のある程度もった純負担率のカーブを実現していくべき。
- 現役・勤労世代について、持続的な賃金の引上げを行いつつ、勤労収入があり社会保険料を負担している中低所得者の負担を軽減し、所得に応じて手取りが増えるようにすべき。
- 労働供給制約が強まる中、就労意欲を阻害することなく、より強い就労インセンティブが働くような、就労促進をメインとする制度設計とすべき。いわゆる「年収の壁」による就労抑制が最大のネックであり、178万円の対応も時限措置であるため、手取りを給付により平準化することが重要。非正規労働者の労働条件の改善と一体で考えると効果的。なお、日本の就業率は諸外国より高いことを踏まえると、現に働いている方の負担をどう捉えるかが重要。
- 給付付き税額控除を含む社会保障改革は、就労インセンティブを最大限に引き出す制度であるべき。配偶者控除や第3号被保険者制度についても、この機会に見直しを視野に入れて検討すべき。
- 地方から都市へ、若い女性を中心に、人口が流出しているが、給付付き税額控除により、勤労意欲を高めることができれば、地元で働くきっかけになるのではないか。
- 子育て世代を含めて生活が厳しい。特に若い世代を中心に、地方でも安心して生活、子育てができる、子育て世代に対して温かい国だというメッセージに繋がるのが重要。
- 子育て世帯のみを念頭に支援するのではなく、単身や子育てが終わった世帯、起業に取り組む若者等を含む自営業者、生活保護を受給していない低所得の勤労者等に配慮が必要。
- まずは勤労者を対象とする制度の検討を進める場合であっても、高齢者については低年金の方もいるので、別の制度との関係も含めて検討する必要があるのではないか。

（基本的視点）

（注）事務局において、複数の構成員のご発言を、まとめている。

- 給付付き税額控除は、税と社会保険料の制度の垣根を越えて負担を調整する画期的なもの。
- 制度の導入までのスピード感が大事である。所得や資産の把握は追って対応し、制度の理想の姿を描きつつ、まずは実現可能な形で導入し、制度の連続性を確保し、技術革新や実施主体からのフィードバックも踏まえながら、段階的に精緻化を図っていくべきではないか。また、将来の世帯構造の変化等も踏まえつつ、定期的に検証して改善していくべき。
- 財政や制度の持続可能性と成長志向の両方が求められる。
- 社会保険料と税とは性格が異なり、また、社会保障給付は制度により税財源と保険料財源が様々な割合であてられている。給付付き税額控除は、こうした税・社会保険料の負担と現金給付を含めた純負担率を全体として調整するものである。これにより実質的な社会保険料の負担軽減が図られるとしても、年金などの社会保険給付には影響させないようにすべき。

（支援の単位）

- 就労インセンティブを給付付き税額控除の政策目的とするならば、支援対象は個人単位であり、個人の勤労性の収入に連動させるべきではないか。日本では、非正規雇用の女性を含め、就業調整が行われている実態がある。いわゆる「年収の壁」に効果的に対応をするためには、世帯単位ではなく、「個人単位の所得等に応じた支援額算定」が必要だ。
- 「社会保険の壁」に対し、中低所得の勤労者の手取りが逆転するような「ゆがみ」に一定対応できることが望ましいが、給付付き税額控除のみによって対応することは難しく、第3号被保険者制度の見直しや被用者保険の適用拡大も併せて一層加速するべきだ。
- 税・社会保険料の負担は基本的に個人単位であり、その負担軽減を目的とするならば、支援の単位は個人とすべき。
- 個人単位での支援を原則とした場合、配偶者が高所得者の場合に公平性の観点から議論が必要。支援額を遞減させる際には、世帯単位でも勘案すべき場合もあり、ハイブリッドな視点も必要。世帯について、日本では住民票上の世帯が想起されるが、既存制度ではどのように世帯を把握しているのか。
- 実務の執行可能性の観点から、マイナンバーを用いて所得捕捉がしやすいのは、個人単位であり、制度の複雑化を避けて簡素化する観点からも、当面は個人単位とすることが適切。世帯単位とする場合には、世帯合算が必要となる。最終的に世帯単位を目指すかは議論が必要。
- 給付付き税額控除を導入したことにより、世帯分離が進むようなことにならないようにする必要。

(支援の概要)

- 所得や収入に応じて手取りが連続的に増えるような制度設計とし、将来に向けて希望が持てる環境を整備すべき。
- 支援額を所得や収入に連動させ、「一定額以上の所得」を得ている場合には、支援額を逡減・消失させる仕組みとしてはどうか。その際、勘案する所得としては、少なくとも金融所得を勘案すべきである。
- 支援額を勤労性の所得や収入に応じて一定水準まで逡増させるべきではないか。
- 支援額を勤労性の所得や収入に応じて逡増させるのではなく、いわゆる「年収の壁」を超えた所得階層において、社会保険料負担が急激に増える、いわゆるレベルシフトが起こることを踏まえ、当該所得階層において支援額が増えるような制度設計とすることが必要ではないか。
- 支援額を逡減・消失させるにあたり考慮する所得や収入の範囲は、金融所得等を含めた「全ての所得」とすることが望ましい。その把握は直ちには難しく、スピード感をもって対応する観点から、まずは既存のインフラを活用して把握が可能な所得、すなわち、給与・事業所得とするべきではないか。
- 給付付き税額控除を含む税・社会保障制度全体について応能負担を原則とした制度とすべきであり、中長期的には金融所得や資産を勘案できるよう、最終的な理想像からバックキャストして、給付付き税額控除の段階的な精緻化を着実に進めるべき。そのために必要なデータを含むインフラの整備等を進めるべき。
 - 医療保険における金融所得の勘案に向けた取組が進んでいるが、後期高齢者医療制度に留まらず、介護保険など他の社会保障分野にも金融所得勘案を広げていくことも検討すべきであり、給付付き税額控除の導入に向けた議論が更なる触媒になることを期待する。
 - 預金の利子所得についても、本来は検討すべき所得に含まれるものと考えが、その把握にあたっては、必要な対応を具体的に考えていくと相当の時間とコストがかかる。預金の利子所得について、給付付き税額控除の制度を段階的に精緻化していく中で勘案できるよう、遠くない将来の課題として検討されることを期待する。
 - 資産要件の金額をどう設定するかにもよるが、就労促進、負担軽減という目的に照らせばまずは所得把握を先行することが求められ、また資産の把握は特に難しく、将来の検討課題とすべきではないか。不動産については評価が難しく、事務も複雑化するのではないか。コストパフォーマンスを考慮すべきだ。
 - 金融所得や資産を反映させる場合は、資産形成に及ぼす影響や、資産間の選択に及ぼす影響に十分留意すべきだ。

(支援の概要(続き))

- 低所得の子育て世帯については、諸外国と比較すると純負担率が高い。このため、支援額を、こどもの人数に応じて加算することも考えられるのではないか。
- 就労促進の観点では、こどもの有無に関わらず、就労のディスインセンティブを軽減することが重要である。政策目的に近い政策手段で支援をすることが望ましく、子育て世帯への支援については、既に児童手当等の子育て支援施策があることや、多くの社会保険制度では、こどもの人数に応じて社会保険料負担が変わるものではないことも考慮すると、支援額の加算は不要ではないか。
- 子育て支援や世帯人数を考慮するのであれば、扶養人数に応じて、支援を受けられる所得金額の上限を変えるべきではないか。
- 経済情勢の変動に対して、支援額が自動的に調整される仕組みとすることにより、景気変動の緩和機能（ビルトインスタビライザー）を発揮し得る点も踏まえれば、中低所得者の負担軽減を主目的とする制度との整合性が高まるのではないか。インフレ等の経済のダイナミズムにより、所得や収入の名目額の実質価値が変動することを前提に検討を進めるべきだ。
- 具体的な支援額や恒久財源の確保、財政規律とのバランスについて議論が必要。

(支援の対象)

- 就労促進やいわゆる「年収の壁」に対応する観点からは、
 - 中低所得の勤労世代を対象とすべきではないか。
 - 一定の勤労性の収入がある者を対象とすべきではないか。
 - 一定の社会保険料負担がある者を対象とすべきではないか。
- 国際的に見ても、低所得の勤労世代の方は社会保険料の負担が重くなっていることを踏まえ、支援の対象は、一定の就労と一定の社会保険料の納付があるものとして厚生年金保険の加入者とすべきではないか。ただし、被用者でありながら被用者保険（厚生年金や健康保険）に加入できず国民年金・国民健康保険の保険料を負担している場合には、事業主負担が無い場合、低所得者にとって、相対的に負担が重くなっている。そうした者については、本来は更なる適用拡大による対応が急務であるが、一定以上就労し、一定以上の社会保険料負担があれば対象とすべき。また、国民年金の主な対象者である自営業者についても、低所得である場合、同様に負担が重くなっており、また給与所得者と比較すれば、正確な所得の把握が難しい側面もある。こうした点を踏まえ、誤支給が生じにくい制度設計とすべきではないか。
- 高齢者を対象とする必要性は乏しいのではないか。一方で、就労している高齢者や公的年金保険料の支払いがある高齢者をどう考えるか。年金収入の扱い、繰り上げ受給の場合、在職老齢年金との関係などについて、整理が必要ではないか。就労インセンティブを重視するなら、厚生年金加入期間の70歳まで、自営業者と給与所得者の公平性を重視するのであれば、基礎年金拠出期間の60歳までとすることも考えられるのではないか。
- 高齢者については、資産形成が進み経済的に余裕のある方と、そうでない方の間で、世代内における格差が存在する。世代間のみならず世代内の分配という観点も踏まえれば、資産の把握が必要となってくるのではないか。
- 政策目的が中低所得者の負担軽減と就労意欲の向上であれば、単身者も支援の対象とすべきではないか。

（支援の対象（続き））

- 給付付き税額控除は、税・社会保険料の負担と現金給付を一体的に捉え、純負担率を総合調整するという意義があるものだが、全ての政策課題を解決するものではない。
- 課題が複数ある中で政策手段は複数あるべきであり、国民年金や国民健康保険の免除制度など、所得に応じた負担軽減措置がすでにある場合には、必要に応じて拡充するなど、個別の政策課題に対しては、個別制度の中で対応した方が効果的ではないか。低所得の方や働きたくても働けない方への支援としては、生活保護や生活困窮者自立支援制度が設けられており、新たに導入される給付付き税額控除とは、棲み分けを行うべきではないか。
- 勤労世帯を対象とすることを理解するが、社会的に公平感を維持できるか。低年金の方に対しては、年金制度等の既存の制度の中での対応を議論していくべきではないか。こうした点も含め、低所得者への対応は、年金制度や生活保護など既存の制度で、それぞれ財源を確保して対応が行われてきており、それぞれの制度の中で解決すべき課題ではないか。

執行について

- 令和6年の定額減税・給付制度の際には地方で大変な事務負担が発生。執行に際しては、実施主体を検討の上、行政サービスに影響がでないよう、事務負担を考慮する必要。まずは税情報等の今あるインフラも活用して、スピード感をもって検討をしていく必要。
- 事務負担について、早期かつ円滑に実施していくためには、実施主体が誰であろうと、事務負担を十分考慮して、わかりやすくシンプルな制度設計をするのが現実的である。
- 必要な事務負担であっても、できる限り実施主体の負担軽減のための適切な国の支援や対策が必須である。
- 行政のサービスの質に影響を及ぼすことがないようにしてほしい。地方の財政基盤に配慮してほしい。
- 制度の導入にあたっては、自治体の事務負担にも影響があるのではないかと不安を感じる声がある。地方に役割が求められるのであれば、制度設計や地方の役割を明確とした上で、国と地方の間の丁寧な対話や協議を行うべきではないか。
- 事務の簡素化の観点からは給付のみの制度とするのではないか。
- これまでの臨時給付金のようなアドホックな措置は、本来は危機対応に限定されるものだ。近年は中低所得者に支援が必要ということはコンセンサスになっており、今回の制度の検討にあたり、法的関係も含めて整理すべきではないか。
- 業務効率化やそのためのデジタルの活用が大前提で、マイナンバーや公金受取口座の活用、行政のデジタル化、情報連携を行うべきではないか。

本日も議論いただきたい事項について

- **前回の議論において、①中・低所得の現役勤労世代の税・社会保険料の軽減、②就労抑制効果の緩和等の政策目的に沿って、支援の制度設計に関する議論を行う中で、多くの委員から発言があり、本日のテーマである制度の執行にも特に関連するものとして、**

- ✓ 「支援の単位」については、「個人単位」を基本とするが、併せて、公平性の観点から「世帯単位」の所得も勘案することがあり得る。日本の現行の制度における「世帯の把握状況」を確認したい。
- ✓ 「支援の対象」は、政策目的に照らして中低所得の勤労世代とすべき、一定の勤労性の収入がある者とすべき、一定の社会保険料負担がある者とすべき 等の意見があった。※ こどもの数等に応じた支援を本制度で行うかについては両論あった。

また、**執行上の課題については、以下の点を指摘するご意見があった。**

- ✓ 実施主体の事務負担への配慮（令和6年の定額減税・給付制度の際の事務の執行を確認したい。）
- ✓ シンプルな制度設計の必要性
- ✓ 仮に地方に役割を求められる場合の、地方の役割の明確化や国と地方の間の丁寧な対話や協議の必要性
- ✓ デジタル技術の活用や業務効率化、マイナンバーや公金受取口座の活用、行政のDX、情報連携の必要性 等

- **これらを踏まえ、本日は、主に執行に係る論点について、ご議論いただきたい。**

- ✓ **支援の方法**

政策目的を実現するため、給付や税額控除といった政策手段をどのように用いるか。

- ✓ **実施主体**

政策目的や、支援の際に必要な情報・支援の方法等を踏まえ、実施主体や役割分担を検討する上での論点は何か。

- ✓ **デジタル技術の活用**

実施主体の事務負担の軽減のため、活用できるデジタル技術（デジタル庁の提供するツール等）には、どのようなものがあるか。利用可能な技術を踏まえ、制度の導入に向けて、留意する点は何か。

※ **執行にも関連する制度設計に向けた論点について、ご意見いただきたい。**

例えば

- 「世帯単位」の所得を勘案する際に、どのように世帯の所得を把握するか。
- 非課税ライン以下の所得の方々を本制度で支援する場合に、どのような対応が考えられるか。
- 子育て世帯にどのように配慮するか。